

生産緑地の面積要件を緩和 ～都市農地の保全～

1 事業の趣旨と目的

生産緑地法において、生産緑地地区を都市計画に定めるには、500平方メートル以上の区域とする面積要件が設けられていますが、法改正に伴い、条例により300平方メートルまで面積要件を引き下げることが可能となったことを受け、本市では、都市農地の保全を目的に、面積要件を緩和する条例を制定します。

2 条例制定の概要

(1) 面積要件の緩和の内容

生産緑地地区に定めることができる区域の規模を、条例で300平方メートル以上とします。

(2) 施行予定日

平成30年4月1日

3 本市の現状

西東京市には、約118ヘクタール（平成28年度末時点）の生産緑地がありますが、従事者の高齢化や後継者不足で、近年では毎年約2～3ヘクタール減少しています。

一方、これまで生産緑地の指定が受けられなかった300平方メートル以上500平方メートル未満の小規模農地は、約2.4ヘクタール存在します。

4 事業の効果

小規模農地を生産緑地地区として指定することで、都市農地を保全するとともに、良好な景観づくりや防災空間の確保など多面的機能が発揮できます。



市内のキャベツ畑

5 農業振興の主な取組みについて

(1) 事業

採れたて新鮮な味を提供し、地産地消を推進する「めぐみちゃんメニュー事業」や、平成24年度に開設した「農のアカデミー体験実習農園」を活用し、市内の幼稚園や小学校を対象とした農業体験を行っています。

また、市内には、5カ所の市民農園があり、多くの市民の皆様にも農業体験の機会を提供しています。



田無駅ペデストリアンデッキでの即売会

(2) イベント

市内産の植木を活かし、市民が「緑」とふれあう機会を提供することで、都市農業への理解を深める「緑のアカデミー」や、市内の農業とその役割を周知し、地産地消による食育を学ぶことを目的とした、「親子で野菜づくりにチャレンジ」など、さまざまな農業関連イベントを実施しています。



親子で野菜づくりにチャレンジ

(3) 補助事業

中核的な農業者である認定農業者の経営改善に向けた取組を支援するとともに、規模や経営形態に関わらず、様々な経営形態の農業者に対しても持続的に農業を営むための支援を行い、都市農業の経営力強化を目指しています。

【問い合わせ先】 生産緑地について・・・都市計画課(TEL:042-438-4050)
農業振興について・・・産業振興課(TEL:042-438-4044)

資料のポイント

都市農地の保全に向けて

市内には、都市農業の魅力を感じられる場所が数多くあり、農地がある街並みは、みどりの空間として安らぎをもたらすとともに、身近にある直売所は安全安心な市内産農産物の供給元として、重要な地域資源となっています。

都市農業については、担い手や制度上の制約などの課題がありますが、今回の指定要件緩和により、市内の農地の約8割を占める生産緑地の保全を図りながら、農業振興施策を推進し、都市と農業が共生するまちづくりを進めていきます。